

## 第 3 3 回

# 大網白里市農業委員会総会議事録

令和 4 年 1 月 7 日（金）

保健文化センター 視聴覚室（ホール）

### 第33回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和4年1月7日（金）

2、開催場所 保健文化センター 視聴覚室（ホール）

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 布施和彦

4、出席委員（17名）

1番	加藤岡 一 弘	2番	内 山 充 弘
3番	中 村 和 敏	4番	積 田 敏 春
5番	川 嶋 一 美	6番	林 千佳夫
7番	榎 澤 正 治	8番	板 倉 小百合
9番	内 海 亮 一	10番	梅 原 英 男
11番	若 菜 義 人	12番	志 賀 典 夫
13番	齋 藤 重 幸	14番	布 施 和 彦（会長）
15番	鵜 澤 英 夫（職務代理者）	16番	今 関 喜 明
17番	蔭 山 秀 男		

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
（整理番号1）

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
（整理番号1、3～5）

第5 議案第3号 農地法第52条の規定による情報の提供について  
（賃借料情報）

第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について  
（利用権設定）

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
（整理番号1～3）

第8 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
（整理番号1）

第9 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について  
(整理番号1～5)

第10 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について  
(整理番号1)

第11 報告第5号 転用事実確認証明について  
(整理番号1～2)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	大塚 好	主 査	千葉 利 憲
主任書記	戸田 久子	主任書記	小田切 基 樹

◎開 会

○議長 ただいまから第33回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員数は17名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

(午後 3時01分)

---

◎議事録署名委員の指名

○議長 次に、日程第1、議事録署名委員の指名についてをお諮りいたします。

議事録署名委員は議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、指名いたします。

川嶋一美委員、林千佳夫委員の両名をお願いいたします。

---

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

お願いします。

---

◎議案第1号(整理番号1)

○議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第1号、整理番号1の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号でございます。

権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1。申請地は、南横川字北菖蒲谷の現況地目、畑が1筆、面積1,649平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は経営規模を縮小するためであります。

案件の位置につきましては、図面の①に1-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の1ページから4ページとなります。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありました。関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、齋藤重幸委員、よろしくお願いいたします。

○齋藤委員 それでは、議案第1号、整理番号1について調査報告を行います。

内容は事務局の説明のとおりです。

12月29日に、権利者及び義務者に電話にて確認いたしました。双方とも、この3条の申請に間違いはないということです。権利者は農業機械もそろっており、落花生やサツマイモを耕作する予定だそうです。翌日の30日に、農地の畑の現地確認をし、畑は草刈りがされており、維持管理の状態でした。

以上、問題はないと思いますが、委員の皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1について、採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は許可することに決定されました。

---

◎議案第2号(整理番号1、3～5)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 ここで、事務局から報告がございます。

日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号2の案件について、令和4年1月5日付で取下げ願が提出されましたので、ご報告いたします。

○議長 それでは、日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、本日審議いただく議案第2号、整理番号3から4の案件は、権利者が同一人で関連がありますので、議案第2号、整理番号3から4の案件を一括して上程し、審議をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないとのことでございますので、事務局から、議案第2号、整理番号1及び3から5について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをご覧ください。

各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1。申請地は、永田字南中原の地目、田が3筆、地目、畑が2筆、合計面積2,748平方メートルのうち、1,836.92平方メートルを借受け、資材置場用地にしようとするものでございます。

案件の位置につきましては、図面の①に2-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の5ページから18ページになります。

事業を行う理由につきましては、現在、申請地の北側に権利者が利用している倉庫及び足場支柱や関連部材置場は満杯であり、また、資材を運ぶトラックなどの車両や従業員の駐車場が狭く、従業員がトラックに積み込む際など、危険な状態で、安全上支障があるために計画したとのことです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

農地の区分は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地であります。ただし、転用目的が既存施設の拡張で、既存の倉庫及び資材置場用地の敷地面積は3,674.69平方メートル、その2分の1の面積が1,837.34平方メートルに対して、申請地は1,836.92平方メートルであり、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当することから、例外的に許可できると考えられます。

次に、一般的基準でございます。

最初に申請目的実現の確実性についてでございますが、資金計画書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、造成計画は、整地後、砂利を敷く計画となっております。雨水につきましては、敷地内において自然浸透する計画とな

っております。これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

続きまして、議案書の3ページをご覧ください。

整理番号3から4。整理番号3の申請地、大網字笹塚の地目、田が2筆、面積1,490平方メートル、地目、畑が2筆、面積342平方メートル。整理番号4の申請地、大網字笹塚の地目、田が1筆、面積204平方メートル。整理番号3と4の合計面積2,036平方メートルを所有権移転し、建売分譲住宅用地にしようとするものでございます。

案件の位置につきましては、図面の②に2-3から2-4と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の28ページから43ページになります。

建築物の概要は、専用住宅が7棟のうち、木造平屋建てが4棟で建築面積は107.24平方メートル及び木造2階建てが3棟で建築面積は62.1平方メートルと78.25平方メートルでございます。

事業を行う理由につきましては、申請地は耕作を行っておらず、今後の維持管理が難しいことから、権利者に譲渡するものであり、権利者は住宅として有効利用する目的で土地を選定したとのことです。

次に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

整理番号3の下から2番目の申請地は、農振農用地区域外の農地で、第2種農地に該当し、それ以外の申請地は、農振農用地区域外の農地で、第3種農地に該当すると考えられます。

次に、一般的基準でございます。

最初に、申請目的実現の確実性についてでございますが、資金計画につきましては、資金計画書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、整理番号3の申請地は権利者の仮登記であることから支障はなく、整理番号4の申請地は支障がないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、碎石により埋立てを行い、東側と南側に3段から4段のコンクリートブロックを設置し、土砂の流出等を防ぐ計画となっております。排水につきましては、汚水及び雑排水は各区内に合併浄化槽を設置し、雨水とともに、開発区域内新設側溝により排水用地を経由し、南側の水路へ放流する計画となっております。なお、排水を放流するにあたり、当該土地改良区の排水同意書が添付されて

おります。これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、都市計画法の開発行為許可申請等必要な関連手続きの申請書類の写しが添付されております。

続きまして、議案書の4ページをご覧ください。

整理番号5。申請地は、南今泉字前川の地目、田で、面積331平方メートルを所有権移転し、貸資材置場用地に転用するものでございます。

案件の位置につきましては、図面③に2-5と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の44ページから51ページになります。

事業を行う理由につきましては、権利者は土木関係の工事を事業としており、資材を置く場所が会社の敷地内で収まらなくなったため、申請地を資材置場として利用するために計画したとのことです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の農地で、第2種農地に該当すると考えられます。

次に、一般的基準でございます。

最初に申請目的実現の確実性についてでございますが、資金計画書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、造成計画は、砂利敷きにて整地を行い、周辺をコンクリートブロックとフェンスで囲う計画となっており、排水につきましては、雨水は自然浸透する計画となっております。これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

説明は以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

ただいま事務局から議案説明がありました。関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、積田敏春委員、よろしく願いいたします。

○積田委員 議案第2号、整理番号1について調査報告申し上げます。

詳細は事務局説明のとおりです。



12月30日に内海委員と現地確認し、権利者、義務者から聴取しています。現地は道路付がよくない未耕作地ですが、維持管理はされていました。

義務者は、以前は隣地の地主に通行許可をお願いし、耕作をしていたとのことでしたが、一時期、土地を売ってくれという申出もしたんですけれども、応諾してもらえなかったということから、いつの間にか未耕作地になってしまったとのことでした。本件の経緯は、不動産業者を通じての申出とのことでした。荒らして近隣から苦情を受けるよりは、貸して有効利用してもらったほうがいいと申出を応諾したとのことでした。

権利者は市外から移転してきた建設足場業者です。既存施設は資材やトラックで既に満杯状態でした。権利者代表に聴取したところ、従業員の車を含め、30台以上の車が朝に集中することから、資材積込みの作業効率も悪く、不動産業者に相談し、本件申請になったとのことでした。本件土地を賃借できれば、作業効率も上がり、さらなる事業拡大も見込めるとのことでした。

本件は道路付不良の未耕作地を建設足場等の資材置場として賃貸するもので、周辺農地への影響は少なく、問題なき案件とは思われますが、慎重なるご審議お願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号3から4の案件について、権利者が同一人であることから一括して、梅原英男委員、よろしくお願いいいたします。

○梅原委員 それでは、議案第2号、整理番号3及び4につきまして、関連がございますので一括をして、その調査結果をご報告申し上げます。

内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

この案件につきましては、去る1月4日、蔭山委員さんと一緒に、権利者の代理人と現地で立会いの上、その状況を調査してまいりました。

その調査結果でございますけれども、今回、対象となる農地につきましては、昨年の10月総会におきまして、長屋建て2階共同住宅用地として許可をされた隣接農地でございます。

今回、計画されております事業面積につきましては、2,036平米でございます。建売分譲住宅7棟分を開発しようとするものでございます。造成につきましては、地盤が隣接する道路よりも低いことから、全体を砕石で、地盤造成をする計画でございました。

なお、開発行為に伴う許認可につきましては、県と協議中とのことございまして、汚水につきましては、各区画に小型合併浄化槽を設置し、隣接する施設の南側水路に放流する計

画で、既に当該改良区、さらには地元の区からの開発同意等を取得しているとの説明でございました。東側に隣接する住宅居住者に対しましても、事業内容を説明し、ご理解をいただいたとのことでもございました。

また、義務者の関係につきましては、昨年12月28日に電話で確認をいたしましたところ、まず、整理番号の3の義務者につきましては、共有持ちになっておりますけれども、この関係は同居の親子でございます。それぞれが耕作できないことから、これまでいどこに耕作をお願いしていたところ、もう耕作ができないと、そのように言われて返されてしまったということでもございました。

さらに、整理番号4の義務者につきましては、もともと地元の方ではございますが、まず田んぼが遠いこと、さらに、前回、共同住宅用地として譲渡をした残地の形状が悪いことから、早く処分をしたいとそのように思っていたところ、購入者が現れましたので、譲渡したいとのことでもございました。

このように義務者共々、譲渡をすることに間違いはないので、よろしくお願ひしたいとのことでもございました。

以上が今回の調査結果でございます。特に問題点等は確認できませんでしたので、支障はないものと思われまますけれども、慎重ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号5の案件について、齋藤重幸委員、よろしくお願ひいたします。

○齋藤委員 議案第2号、整理番号5について調査報告を行います。

内容は事務局の説明のとおりです。

12月30日に、加藤岡委員とともに権利者及び義務者に会って、現地確認と意向確認をいたしました。双方とも近い親戚関係で、この5条の申請に間違いはないということでした。権利者は資材置場が不足しており、隣接地のこの場所を申請したということです。

何ら問題はないと思われまますので、委員の皆様の慎重審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号1及び3から5について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1及び3から5について、順次採決いたします。

議案第2号、整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号、整理番号3から4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号3から4は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号、整理番号5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号5は原案のとおり決定されました。

よって、議案第2号、整理番号1及び3から5につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

---

#### ◎議案第3号(賃借料情報)

○議長 次に、日程第5、議案第3号、農地法第52条の規定による情報の提供についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第3号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号でございます。

本議案は、農地の貸し借りをしようとする場合の目安となる賃借料について、令和4年1月からの賃借料情報を提供するため、お諮りするものでございます。

内容につきましては、戸田主任書記から説明いたします。

○事務局 本議案は、令和4年1月からの賃借料情報を提供するため、お諮りするものでございます。

賃借料は、昨年1月から12月までの1年間における農地法3条による農地の賃貸借や農業

経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により、実際に締結された賃借料のデータを基にして、10アール当たりの賃借料の平均額、最高額、最低額を算出しております。

まず、田の部の賃借料につきましては、農業振興地域の農用地区域内の場合、508のデータを基にした平均額は1万1,300円、農用地区域外の場合、55のデータを基にした平均額は1万1,000円となります。参考といたしまして、大網白里市全域の平均額は1万1,200円となります。

次に、畑の部の賃借料につきましては、大網白里市全域で、61のデータを基にした平均額は9,200円となります。

なお、賃借料を物納している事例につきましては、コシヒカリ60キログラム当たり9,060円で換算して算出しております。

A 4判1枚の大網白里市賃借料情報（参考）をご覧ください。

今回、算出した賃借料につきまして、前年の金額と比較すると、田の部は、平均で1万5,400円から1万1,200円と値下がりしており、畑の部は、1万円から9,200円と値下がりしております。

この賃借料情報につきましては、農地の貸し借りをしようとする場合の目安として提供するもので、拘束力はなく、実際の契約の際には、契約当事者間でよく協議した上で、締結していただくこととなります。

次に、今後の予定につきましては、本総会におきまして、賃借料情報の承認をいただくことができたら、広報の2月号に掲載させていただきたいと考えております。また、市のホームページにつきましては、今月中に掲載させていただいて、周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑に入ります。

希望者はありますか。

（発言する者なし）

○議長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第3号、農地法第52条の規定による情報の提供についてを採決いたします。

議案第3号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

す。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

---

◎議案第4号(利用権設定)

○議長 次に、日程第6、議案第4号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

なお、整理番号6から7の案件は、農地中間管理事業により利用権設定をすることから、一括して審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないとのことでございますので、事務局から、議案第4号、整理番号1から7について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の6ページをご覧ください。

議案第4号でございます。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

次の議案書7ページに利用権設定総括表がありますので、読み上げ、説明いたします。

利用権の設定を受ける者6人、利用権の設定をする者7人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が34筆で、面積4万703平方メートルでございます。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。今回の契約の種別は、新規契約が5件、更新契約が2件でございます。

整理番号1から、所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別の順に説明いたします。また、各借受人、貸付人の住所・氏名及び備考につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1。大網地内の地目、田が2筆、合計面積1,487平方メートル、3年、金納、10アール当たり1万2,000円、新規であります。

次に、整理番号2。北飯塚、柿餅及び木崎地内の地目、田が6筆、合計面積1万1,477平

方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、新規であります。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

整理番号3。木崎地内の地目、田が1筆、面積935平方メートル、3年、物納、10アール当たりコシヒカリ90キログラム、新規であります。

次に、整理番号4。富田地内の地目、田が16筆、合計面積1万188平方メートル、3年、金納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム相当額、更新であります。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。

整理番号5。四天木地内の地目、田が1筆、面積822平方メートル、10年、金納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム相当額、更新であります。

整理番号6から7につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2により、農用地利用集積計画において、当該農地を中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農地等を同時に賃借権の設定等する場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等を行うことができるとされており、同条第3項第4号に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会より、千葉県知事に協議を諮り、同意が得られていることを申し添えます。

それでは、所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別、備考の順に説明いたします。また、各借受人、貸付人の住所・氏名及び備考につきましては、議案書のおりとなります。

整理番号6。清名幸谷地内の田が4筆、合計面積5,287平方メートル、10年、金納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム相当額、新規であります。

続きまして、議案書の12ページをご覧ください。

整理番号7。九十根地内の田が4筆、合計面積1万507平方メートル、10年、金納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム相当額、新規であります。

以上、整理番号1から7の内容につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありました。関連して新規契約の利用権設定案件について、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、契約が更新の案件につきましては、調査報告は省略させていただきます。

また、整理番号6から7につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会

及び市農業振興課の4者により、農地の貸し借りについて既に確認されているため、農業委員による調査は不要であるという申合せがされておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号1の案件について、蔭山秀男委員、よろしくお願いたします。

○蔭山委員 それでは、整理番号1について調査報告をいたします。

調査に当たりましたは、昨年12月28日に、義務者は遠方のため電話にて、一方、権利者には翌日の12月29日、自宅にてお会いし確認してまいりました。

義務者は、現在、県外に居住しており、遠方のため耕作できず、長らく知人に耕作をお願いしていたところ、このたび都合により返されることとなりましたが、返還に際し、前耕作者より、知人でもある権利者の紹介を受け、話合いの中、合意に至り、本申請になったようです。

権利者は大きく農業経営を営む専業農家でありまして、農地の耕作はもとより、農産物加工をされているなど、大変意欲的な方であります。農機具も一式そろっております。家族の応援体制もありますので、特に問題はないと思います。慎重審議よろしくお願いたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号2から3の案件について、借受人が同一人であることから一括して、中村和敏委員、よろしくお願いたします。

○中村委員 整理番号2と3についての調査報告をいたします。

説明は事務局のとおりです。

この申請について、2と3は借受人が同一なので、最後に説明させていただきます。

2と3の貸付人に関しては、以前より耕作はしておらず、委託していたものということで、この2件の借受人も同一人で、去年、今回で、遠方のため耕作ができないとのことで、近くの人をお願いをしてはということでした。そこで、前借受人が今回の借受人に相談し、引き受けて、今回の申請に至っております。2件とも、借受人にお願いしますとのことでした。

借受人は認定農業者で、設備等もそろっており、問題はないと思いますが、慎重審議よろしくお願いたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から7について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第4号、整理番号1から7について、一括して採決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第4号、大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から7を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、整理番号1から7は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎報告第1号～報告第5号

○議長 次に、日程第7、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第8、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、日程第9、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、日程第10、報告第4号、農地の転用事実に関する照会について、日程第11、報告第5号、転用事実確認証明についてを一括して報告いたします。

報告事項に関わる質疑、発言等につきましては、報告事項が終了した後に、一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の13ページから14ページをご覧ください。

報告第1号ですが、議案書のとおり、3件の届出がありました。届出の内容につきましては、相続により所有権を取得したことから、届出があったものでございます。各農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の15ページをご覧ください。

報告第2号ですが、議案書のとおり、1件の届出がありました。内容につきましては、市街化区域内にある地目が農地である届出地を、権利設定または移転に伴い転用しようとする



ものでございます。

整理番号1は、所有権移転に伴い、住宅用地にしようとするものでございます。農地の所在地、権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の16ページから17ページをご覧ください。

報告第3号ですが、議案書のとおり、5件の通知がありました。内容につきましては、賃貸借を設定した農地について、合意により解約されたことから、提出があったものでございます。各農地の所在地、賃借人、賃貸人につきましては、議案書に記載のとおりでございます。提出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の18ページをご覧ください。

報告第4号ですが、議案書のとおり、1件の照会がございました。法務局より照会がありましたので、照会地を農業委員、推進委員と現地を確認しました。結果につきましては、整理番号1は、現地調査の結果、山林の状態でありました。さらに、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、議案書の19ページをご覧ください。

報告第5号ですが、議案書のとおり、2件の願い出がありました。この証明願は、農地法第4条または第5条の許可後、もしくは受理通知後、法務局へ地目変更登記申請をするに当たり、目的どおり転用したことの農業委員会の証明を受けるものです。この証明願が提出されましたので、申請地を農業委員、推進委員と現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、目的どおり、住宅用地として転用されておりました。

整理番号2は、目的どおり、専用住宅用地として転用されておりました。このようなことから、申請者へ事実に相違ない旨の通知を行いました。

各土地の所在地、申請者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から、報告第1号から第5号まで説明がありました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 特に発言がないようですので、日程第7から日程第11までの報告事項を終わります。

この際ですから、ほかにご意見、連絡等あれば、各委員または事務局からお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 それでは、事務局から4点、連絡事項があります。

まず、1点目は、令和3年度農業委員会役員会・総会予定表でございます。

以前お渡ししておりますが、黄色に着色した4月総会の日付及び会場が確定いたしました。

なお、開始時間につきましては、総会直近の役員会で決まりますことから、調査依頼もしくは出席依頼の文書によりお知らせいたします。

2点目は、令和3年度ブロック別農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の資料でございます。

資料の確認を行いますので、一般社団法人千葉県農業会議の封筒の中身を確認ください。

まず、表紙がピンク色の合同研修会資料。次に、リーフレットの農地パトロールと利用意向調査が新しくなりました。それと、信頼される農業委員会であるために。あと、パンフレットの知って得する農業者年金、チラシのストップ、ヤミ耕作の5種類になります。資料の不足はございませんでしょうか。

例年、県農業会議の主催で行われておりますが、コロナ禍による中止のため、資料等の送付がありましたので、お時間のあるときにご一読くださるようお願いいたします。

次に、3点目は、償却資産（固定資産税）の申告についてでございます。

市税務課より、償却資産（固定資産税）の申告漏れ等を防止するために、周知依頼がありましたことから、お配りをしております。なお、詳細につきましては、市税務課へ確認をお願いいたします。

次の4点目につきましては、小田切主任書記より説明いたします。

○事務局 それでは、4点目、遊休農地調査結果について報告させていただきます。

令和3年度遊休農地調査につきましては、7月から8月に利用状況調査、11月に利用意向調査及び非農地判断に係る意向確認を実施していただきまして、その調査結果を別紙A4判横の令和3年度遊休農地調査結果の資料に結果をまとめさせていただきましたので、ご報告させていただきます。資料のほうはA4判1枚で、こちらの資料となっております。

全体の調査対象筆数は1,062筆となり、1号（黄色区分）の遊休農地と判定された農地に

つきましては348筆、再生困難農地と判定された農地につきましては33筆との結果となりました。1号遊休農地、黄色区分の農地につきましては、所有者の方への利用意向調査結果を行い、その結果は別紙資料の右半分の黄色の箇所が調査結果となります。回答内訳としましては、中間管理の利用希望が147筆、自ら権利設定を進めるが5筆、自ら耕作が37筆、維持管理が128筆、宛先不明が10筆、未回答が21筆との結果となりました。

利用意向調査結果につきましては、中間管理利用希望回答分につきましては、中間管理機構へ通知を行い、それ以外の回答区分のものについては、中間管理に情報提供を行いまして、中間管理での借受け適合可否の確認を行う流れとなります。宛先不明及び未回答につきましては、次年度の意向調査に向けて事務局にて情報収集等を行い、対応をしていくことで考えております。

再生困難農地と判定されました農地につきましては、12月総会において、非農地判断が承認され、所有者へ通知及び関係機関への情報提供として、千葉県農地農村振興課、法務局、市税務課宛てに情報提供を行いましたので、ご報告させていただきます。

所有者への非農地判断通知につきましては、所有者の方に、農地以外の地目と農業委員会が判定したことにより、地目変更登記申請を要請するとの内容の通知となっており、本通知送付とともに、農地台帳からは除外となります。

以上が令和3年度遊休農地調査に係る報告となります。

補足として1点、追加報告となります。

デジタル技術を用いた新たな農業への変革、デジタルトランスフォーメーション政策を農林水産省が進めている中で、令和4年度遊休農地調査より、タブレット端末の導入が予定されております。まだ詳細情報の提示がありませんが、令和4年度からの遊休農地調査の方法が見直される見込みとなっております。

以上、遊休農地調査に係る報告となります。

○議長 ただいま事務局から連絡事項また報告がありましたけれども、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 そのほか、委員の方からはありますか。

(発言する者なし)

---

◎閉 会

○議長 ほかにないということですので、総会を終了したいと思います。

本日予定しておりました日程は全て終了しました。

慎重審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第33回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時55分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年 1月 7日

農業委員会長

所 施 和 彦

署 名 委 員

川 島 一 美

署 名 委 員

林 介 悦 夫